平成２３年（フ）第７号
和歌山県岩出市波分229番地の１　107号
債務者　犬丸　綾香
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
和歌山市中之島904番地の18、住民票上の住所和歌山県岩出市水栖11番地の２　301号
債務者　島田　卓弥
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２９６号
福島県いわき市平字五色町67番地
債務者　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７４７号
和歌山県海南市船尾91番地
債務者　真砂　光男
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６０１号
東京都足立区綾瀬２丁目16―８―201
債務者　荒井　英幸
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０７号
東京都豊島区長崎２丁目14―10―401
債務者　中川　由華
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０９号
千葉県四街道市みのり町17―15、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10―10―505
債務者　黒木　啓之
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１０号
東京都新宿区早稲田鶴巻町525―101
債務者　小出　真嗣
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１１号
東京都足立区東和５―７―４―908、住民票上の住所東京都足立区南花畑４丁目11―８―406
債務者　土屋　静子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１２号
東京都大田区仲六郷４丁目13―８　旅館大陽館
債務者　幸山　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１号
千葉県柏市大井836―１　グラン・モンターニュⅠ―103
債務者　川村　朋美（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区霞台27―12
債務者　高島　君夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３３号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野３丁目23―２―A106
債務者　高橋　美華
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３４号
東京都豊島区上池袋２丁目40―10―702
債務者　田中　昭彦
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３５号
東京都板橋区板橋１丁目51―６―601　板橋カイセイ第３ビル
債務者　塚越　康美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部